

延滞金の割合の特例についての一部改正について

1 改正の背景

「地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）」が平成25年3月30日に公布され、現在の低金利にある社会経済情勢に合わせ、納税者の負担を軽減する観点から地方税法附則第3条の2に規定される延滞金の割合等の特例の改正が平成26年1月1日から施行されることになった。

この地方税法にならい、延滞金の割合の特例について関係条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

延滞金	改正前			→	改正後	
		本則	現行の特例		特例基準割合の見直し	改正後の特例
	1か月以外	14.6%	特例なし		(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (2%+7.3%)	9.3%
1か月以内	7.3%	4.3% (公定歩合+4%)			(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1% (2%+1%)	3.0%

保険料延滞金の特例基準割合は、現在では、年7.3%の割合にあっては、公定歩合(0.3%)に年4%の割合を加算した割合としていたが、今回の改正では、日本銀行が公表する前々年の10月から前年の9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(1%)」に年1%の割合を加算した割合に変更され、年14.6%の割合にあっては、当該年における特例基準割合に年7.3%の加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては、当該特殊基準割合に年1%を加算した割合と変更される。

(平成26年1月1日施行)

- ・現行 14.6% (納付期限を超える) → 改正後 9.3%
- ・現行 4.3% (納付期限後1か月以内) → 改正後 3.0%

3 改正条例

- ・流山市介護保険条例
- ・流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例
- ・流山市後期高齢者医療に関する条例
- ・流山市市民福祉活動事業運営資金貸付条例